

静岡県告示第512号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和7年7月8日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県榛原郡川根本町下長尾字エビラサワ1998番1の一部、1999番2の一部、2000番2の一部、2001番1の一部、2002番2の一部、2003番2、2003番3の一部、2004番2の一部、2005番、2006番、2007番1の一部、2007番2の一部、2007番3の一部、2008番の一部、2008番2の一部
以上15筆